

八王子市クリエイトホール託児事業(ほっとタイムサービス)実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、八王子市クリエイトホール内の生涯学習センター図書館、生涯学習センター、消費生活センター及び男女共同参画センターを利用して学習活動等を行う市民等を支援するため、子どもの一時預りを実施し、学習機会等をより多く確保することにより、特に女性の社会的な活動の推進を図ることを目的とする。

(実施日時)

第2条 託児実施日時は、次のとおりとする。ただし、市主催事業や工事・保守点検等により保育室が使用できない場合には、当該事業は実施しないものとする。

- (1) 日・月・火・水・金・土曜日は午前9時から正午まで
- (2) 木曜日は午後1時から午後5時まで

(対象)

第3条 対象者は、生涯学習センター図書館、生涯学習センター、消費生活センター及び男女共同参画センターを学習活動等の目的に利用する者の満1歳から小学校入学前までの子どもとする。

(費用)

第4条 男女共同参画施策を推進するための啓発及び子育て時期の市民等の社会参画を支援するための事業であることを考慮し、利用料は無料とする。

(実施方法)

第5条 この事業は、次のとおり実施する。

- (1) 託児の定員は、概ね15名とする。
- (2) 保育士等の配置は、原則として、子ども4名に対し1名とする。なお、子どもの年齢、環境等により考慮する。
- (3) 利用にあたっては、事前に登録書(第1号様式)に登録をしたうえで、原則予約制とする。
- (4) 託児の状況については、託児日誌(第2号様式)、申込表(第3号様式)で記録をする。

2 利用手順は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習センター図書館の利用者の託児について

ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。

イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。

ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。

- エ 利用者は、図書館各階フロアのカウンターに利用票を提出する。
 - オ 図書館職員は、同カウンターで利用票を受け取り、主に利用するコーナーを確認し確認印を押す。また、緊急時には利用者の呼び出しを行う。
 - カ 利用者は、図書館利用終了後に同カウンターで利用票を受け取る。
 - キ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。
- (2) 生涯学習センター利用者の託児について
- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
 - イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
 - ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
 - エ 利用者は、学習室等の利用終了後に利用票を男女共同参画センターで受け取る。
 - オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。
- (3) 消費生活センター利用者の託児について
- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
 - イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
 - ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
 - エ 利用者は、学習室等の利用終了後に利用票を男女共同参画センターで受け取る。
 - オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。
- (4) 男女共同参画センター利用者の託児について
- ア 利用者は事前に対象の子どもの登録を直接又は電子媒体にて行う。なお、登録手続・事務は男女共同参画センターで行う。
 - イ 利用にあたっては原則として、利用予定日の2ヵ月前の月の初日から利用予定日の2日前までに、男女共同参画センターへ直接又は電話で申し込む。
 - ウ 利用者は、利用の際に男女共同参画センターで利用票(第4号様式の1又は2)に記入した後、保育室へ子どもを預ける。
 - エ 利用者は、男女共同参画センター及び学習室等の利用終了後に利用票を同センター又は利用先で受け取る。
 - オ 利用者は、利用票を保育室へ提出し子どもを引き取る。

(役割分担)

第6条 八王子市クリエイティブホール託児事業(ほっとタイムサービス)は、男女共同参画センター、学習支援課及び生涯学習センター図書館の三課共催事業とし、役割分担については次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画センター 利用者登録、利用受付、保育士の任用・配置、保育士賃金の確保・支出、その他運営全般
- (2) 学習支援課 保育室の確保、施設利用者への周知
- (3) 生涯学習センター図書館及び消費生活センター
施設利用者への周知

(その他)

第7条 利用にあたっての細則は、別途定める。

附 則

この要綱は平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。